

基山町農業委員会会議録

令和2年1月7日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者13名 欠席者1名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 村 廣	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	水 田 久 男	出席	9	簗 原 茂 行	出席
3	藤 田 俊 一	欠席	10	茂 木 清 三 郎	出席
4	木 原 秀 樹	出席	11	坂 本 勇 一	出席
5	熊 本 富 雄	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	井 上 忠 雄	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	酒 井 敏 幸	出席	長野・小倉	舟 木 壽	出席

本会の書記 酒井英良

審 議 事 項

第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請	1件
第2号議案	農地法第4条の規定による許可申請	1件
第3号議案	農地法第5条の規定による許可申請	1件
第4号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	2件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出受理報告	1件
その他	農業振興地域整備計画の変更について	1件

審議開始 9時00分

審議終了 10時30分

令和2年1月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和2年第1回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、4番委員と5番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第1号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第1号議案1番朗読

この件につきましては譲受人の経営規模拡大のため、所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が8,471㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、第4区公民館南側付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

5番委員

現在も草刈りをされ農地として管理されています。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第1号議案について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第1号議案1番は、全員一致で許可します。

次に、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請があったので認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議朗読

この件につきましては、所有者の土地を資材置き場として貸してありますが、さらに資材を置く場所が必要となり、隣接する農地を資材置き場に転用するものです。今回転用する農地は、隣接同意もあり近隣農地への営農に支障ないと考えられます。今回の申請地農地区分要件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地区分要件「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当し、許可区分については周辺の他の土地に立地することが困難であることから、許可基準「第2の1の(1)のカの(イ)」に該当すると考えております。

場所は長ノ原集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9番委員

周辺に農地は無く、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第2号議案について認定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第2号議案は、全員一致で認定します。

次に、第3号農地法第5条の規定による許可申請があったので認定を求めます。事務局から説明をお願いします。また、5番委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。

5 番委員退室

事務局 第3議案1番朗読

この件につきましては、資材置き場への進入道路が狭いため道路の拡張が必要となり、道路に隣接する農地を転用するものです。転用する農地の面積は121㎡です。隣接する農地の所有者からの同意書も添付され営農に支障を及ぼすことはないと考えます。

また、排水同意書も取られています。今回の申請地の農地区分要件は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地区分要件「第2の1の(1)の力の(ア)」に該当し、許可区分については周辺の他の土地に立地することが困難であることから、許可基準「第2の1の(1)の力の(イ)」に該当すると考えております。場所は、才の上集落の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4 番委員

資材置き場からの出入りが鋭角であったため、出入りしやすいように道路に転用されます。問題ないと思われれます。

8 番委員

道路は町道に寄付できますか。

事務局

寄付願いが申請され、承認後に町道にすると判断すれば町道になると思います。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第3号議案について認定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第3号議案は、全員一致で決定します。

次に、第4号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

5番委員入室

事務局 第4号議案1番朗読

この件につきましては、相手方の要望により賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は年額10,000円です。場所は、1区金丸集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

園部推進委員

近隣にも圃場を持ってあり、問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第4号議案1番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第4号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第4号議案2番について、事務局から説明をお願いします。

また、1番委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。

1番委員退室

事務局 第4号議案2番再設定のため朗読省略

この件につきましては、相手からの要望により賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は1筆10a当たり水稻30kgです。場所は、水資源機構の南側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1 1 番委員

現在も田として管理されていますので、問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第4号議案2番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第4号議案2番は、全員一致で決定します。

1 番委員入室

次に、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号朗読

この件につきましては、申請人の相続により農地を取得するものです。

令和元年12月20日付けで受理通知書を交付しております。場所は2区古屋敷集落の北側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので報告第1号を終わります。

次に、その他農業振興地域整備計画の変更申出について、事務局から説明をお願いします。

事務局 その他朗読

この件につきましては、申出人の農地の一部を駐車場に予定しています。申請農地面積は56㎡です。この農地は農用区域内農地と判断され第2の1の(1)のAの(イ)のBの用途区分の変更に該当します。隣接する農地の所有者からの同意書も添付され営農に支障を及ぼすことはないと考えますが、これについて農業委員の意見を求めます。場所は、6区池の坂ため池の南側にある

圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

7番委員

圃場の一部を耕作用の駐車場にされます。圃場には野菜、コスモスを作っておられます。

議 長

他に意見はありませんか。意見がないようですので、特に問題ないという意見書を提出します。

以上、本日の議題は終了しましたが、全体を通して何か意見はありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和2年1月7日

署名人

議 長

委 員

委 員